

社会福祉法人こころ福社会評議員、役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人こころ福社会定款第8条及び10条(2)(3)・第22条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 社会福祉法人こころ福社会の評議員、評議員選任・解任委員、役員に対して報酬を支給する。

- 2 報酬は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬とする。
- 3 前項の規定による報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。
- 4 施設の職員を兼務する評議員、役員等は報酬を支払わないものとする。

(旅費)

第3条 評議員、役員等が業務のために出張する場合、職員に準じて旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1

区 分	報酬の額
理事長	10,000 円
理事、評議員 評議員選任・解任委員	6,000 円
監事（税理士）	21,000 円
監事（学識経験者）	6,000 円